

【資料3—3】

流通備蓄に関する大阪府医薬品卸協同組合のご見解

1 日 時 平成28年7月26日（火）午前11時00分～11時45分

2 場 所 大阪府医薬品卸協同組合 2階会議室

3 出席者 大阪府医薬品卸協同組合 流通改善委員会 委員
同 事務局

（説明者 大阪府 健康医療部 保健医療室 医療対策課 感染症グループ）

4 内 容

○大阪府医薬品卸協同組合の流通改善委員会に出席し、大阪府における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、経過及び現状を説明。

（大阪府）

- ・流通備蓄をもっと活用できないかという点を検討中。本府に協力していただくことは可能か。

（委 員）

- ・府の提案趣旨は十分に理解している。

- ・しかし、以下の理由により協力は難しい。

（1）卸は広域化しているので、近畿においても1～2ヶ所の高度化した物流センターに医薬品を在庫しており、府県毎に在庫を分けているわけではない。



- ◆新フルの大流行など、実際に薬剤が必要になった場合、大阪府分のみ薬剤確保を保障することはできない。

（2）流通備蓄の活用について、特定の地域（大阪府）だけを特別扱いすることは、他の自治体への説明が困難。



- ◆大阪府の事情のみで流通在庫に制限をかけることはできない。

（3）品質管理や物流効率化の観点から、昨年度実績や今年度の流行予測等を踏まえ、極力在庫を少なくしている。



- ◆備蓄活用に回す余裕はない状況にある。実際、流通在庫は通常0.4～0.6か月分のみ。さらなる薬の供給が必要になれば、メーカーに発注して迅速対応することとしている。

- ・なお、我々も社会的責務を果たさなければならない点は認識しており、仮に、大阪府に新型インフルエンザが発生するなど、緊急の事態が生じた場合、近隣府県も含めて全国から薬を集めるなど、できる限りの支援はさせていただくつもりである（実際、熊本地震の際にも、被災地に薬を供給した）。